

地域支援愛ポイント制度 Q&A 集

○地域支援愛ポイント制度について

「支援愛地域づくり事業（K マネー事業）」の一環として、子育て世代が安心して子育てできるようなボランティア活動や、高齢者が安気に暮らせるようなボランティア活動を行った人に、市が「地域支援愛ポイント」を交付する仕組みです。

市が指定する対象ボランティア活動を行うと、その活動実績に応じて「地域支援愛ポイント」を受け取り、「地域支援愛ポイント手帳」に 1 年間貯めていただきます。貯めたポイントは、翌年度にポイント数に応じた「K マネー」と交換することができます。

地域支援愛ポイント制度の詳細は、ホームページでもご覧いただけます。検索サイトで「地域支援愛ポイント」と検索してください。もしくは、右記の二次元コードからアクセスしてください。地域支援愛ポイント制度の対象ボランティア活動の詳細、K マネーのご利用可能店舗の検索、各種様式のダウンロードができます。



【基本事項に関すること】

Q 1. 地域支援愛ポイント制度の対象者は？

A 1. 可見市内で活動する方であれば、市内、市外問わず、全ての方が対象です。また、年齢制限ありません。ただし、中学生以下の方は、保護者の同意が必要になります。

Q 2. 地域支援愛ポイント制度に個人登録するには？

A 2. 社会福祉協議会の窓口にて、登録申請書を提出してください。登録後、「地域支援愛ポイント手帳」を交付します。

Q 3. 本人以外の代理者が登録をすることはできますか？

A 3. 原則、登録者本人での書類の記入・登録をお願いします。ただし、社会福祉協議会への提出については、中学生以下の登録者の保護者の方や、付与機関（団体）の代表者が、登録の取りまとめをした場合は、代理者でも可能です。

Q 4. 登録は活動ごとに必要ですか？

A 4. 活動ごとの登録は不要です。ポイント手帳は「1 人 1 冊」の発行となりますので、複数のポイント付与機関（団体）で活動されている場合は、いずれかの機関（団体）で登録していただくか、個人ボランティア（無所属）として登録してください。

特定の所属機関（団体）があっても、手帳を持っていれば、他のポイント付与機関（団体）で活動された場合でも、それぞれの機関（団体）からポイントシールを受け取ることができます。

Q 5. 登録は毎年必要ですか？

A 5. ボランティア登録は、年度ごとに登録する必要はありません。最初に登録していただいた情報を次年度以降も引き継ぎます。ただし、登録内容に変更がある場合は、変更の手続きが必要となります。**Q 9 参照**

Q 6. 登録するのに年齢制限はありますか？

A 6. ありません。ただし、中学生以下の方は、保護者の同意が必要になります。

Q 7. 全てのボランティアが対象になりますか？

A 7. 市の重点施策である、「子育て世代の安心づくり」と「高齢者の安気づくり」に資するボランティアのうち、市が指定したボランティア活動のみが対象となります。

Q 8. 個人でのボランティア活動も対象になりますか？

A 8. 個人の活動だけでは、対象になりません。ボランティア登録をしてポイント手帳を所持した上で、市の指定を受けているポイント付与機関（団体）で活動した場合のみ対象となります。

Q 9. 登録した後、登録内容に変更があった場合はどうしたら良いですか？

A 9. 転居や婚姻等、住所や名前等に変更が生じた場合は、社会福祉協議会へご連絡ください。

Q 10. 登録した後、活動ができなくなりました。どうしたら良いですか？

A 10. 市外への転居等、可見市でのボランティア活動ができなくなり、登録の抹消を希望される場合は、社会福祉協議会へご連絡ください。
なお、登録の抹消にともない不要となったポイントについては、他者へ譲渡することもできます。**Q 18 参照**

Q 11. ポイント手帳を紛失してしまいました。どうしたら良いですか？

A 11. ポイント手帳を紛失された場合は、速やかに社会福祉協議会へご連絡ください。再発行いたします。ただし、ポイント手帳の再発行はできますが、手帳に貼り付けてあったポイントシールの再発行はできません。

Q 12. ポイント付与機関って何ですか？

A 12. ポイント付与機関とは、「子育て世代の安心づくり」と「高齢者の安気づくり」に資するボランティア活動をしている機関（団体）で、市の指定を受け、ボランティア活動者にポイントシールを渡すことができる機関（団体）のことです。

【ポイントに関すること】

Q 1 3. ポイントはどうしたらもらえますか？

A 1 3. 社会福祉協議会でボランティア登録をした上で、市の指定を受けた「ポイント付与機関（団体）」でボランティア活動をする、ポイントがもらえます。

Q 1 4. ポイントは誰からもらえますか？

A 1 4. ポイント付与機関（団体）から、活動に応じたポイントシールがもらえますので手帳に貼り付けてください。活動する際には手帳を所持していることを伝えてください。

Q 1 5. もらえるポイント数は、活動時間によって異なりますか？

A 1 5. 活動 1 回につき、1 ポイント（シール 1 枚）がもらえます。ただし、2 時間以上の活動の場合は、2 ポイント（シール 2 枚）がもらえます。

Q 1 6. ポイントの有効期限はありますか？

A 1 6. 有効期限はありませんが、K マネーに交換ができる期間が決まっています。活動で貯まったポイントは、翌年度の 4 月から 5 月末までに社会福祉協議会へ申請し、10 ポイント単位で K マネーへ交換してください。なお、10 ポイント未満のポイントは、翌年度に繰り越すことができます。

Q 1 7. もらえるポイントの上限はありますか？

A 1 7. あります。1 日の上限は 1 活動あたり 2 ポイント、1 年間では 1 人 100 ポイントの上限があります。ただし、1 日のうちに複数のポイント付与機関で活動された場合は、それぞれの付与機関から、上限 2 ポイントまでを付与してもらうことができます。

【例】「A 付与機関」で 30 分活動（1 ポイント）＋「B 付与機関」で 2 時間 30 分活動（2 ポイント）＝1 日にもらえるポイント数は「3 ポイント」

また、この制度は、ボランティア活動のきっかけづくりや、地域を支え合うボランティア活動に対する御礼としてポイントを付与しています。そのため、100 ポイントを上限としています。100 ポイントを超えたら、付与機関からシールをもらうことを辞退していただくようお願いいたします。

Q 1 8. 端数となったポイントなどを、他の人に渡すことはできますか？

A 1 8. 例えば、事情により活動を辞められる方など交換に至らないポイント（10 ポイント未満）が残っている場合、他者へ譲渡することができます。

なお、ポイントシールだけの譲渡、ポイントシールの売買については、固く禁じております。譲渡の方法は下記のとおりです。

【譲渡の方法】

譲渡したい人は、ポイント手帳にポイントシールを貼った状態で、手帳ごと譲渡してください。譲渡を受けた人は譲渡された手帳と自分の手帳の両方とも、ご持参いただき、交換期間内に手続きをお願いいたします。

【K マネーへの交換等に関すること】

Q 19. K マネーへの交換は 4～5 月しかできないのですか？

A 19. 原則、ポイント交換期間として設定している 4～5 月での交換をお願いしています。ただし、やむを得ない事情があり、期間内での交換ができない場合は、期間外の交換対応ができる場合もありますので、社会福祉協議会にご相談ください。なお、今年度取得したポイントシールは、原則、翌年度以降にしか交換できませんので、ご注意ください。

Q 20. 1 年間で貯まったポイントが 10 ポイント未満でしたが、交換する必要があるですか？

A 20. 交換する必要はありません。K マネーへの交換は、10 ポイント単位ですので、10 ポイント未満のポイントシールを貼った手帳は、引き続き利用できます。ポイントシールに有効期限はありませんので、交換は 10 ポイント以上貯まった翌年の 4～5 月に交換してください。

Q 21. 前年度にポイント交換ができず、現在 2 冊のポイント手帳を持っていますが、どうしたらよいですか？

A 21. 次年度の交換期間に、2 冊分のポイントを合算して交換申請することができます。ただし、2 冊の合計が 100 ポイント以上あっても 1 回の交換の上限は 100 ポイントになりますので、100 ポイントを超えた分の繰り越しはできません。

Q 22. 本人以外の代理者がポイント交換をすることはできますか？

A 22. 原則、登録者本人でのポイント交換をお願いします。ただし、中学生以下の登録者の保護者の方や、付与機関（団体）の代表者が、ポイント交換の取りまとめをした場合は、この限りではありません。

Q 23. K マネーの有効期限はありますか？

A 23. あります。K マネー表面に有効期限が記載されています。

【例】交換期間（4～5 月）に交換した K マネーは、4 月 1 日発行のものになりますので、年度末（3 月末）までが有効期限となります。

Q 24. 交換した K マネーを寄付することはできますか？

A 24. できます。ポイント交換時に希望していただければ、市もしくは社会福祉協議会へ寄付することができます。

【保険に関すること】

Q 25. 地域支え愛ポイント制度のボランティア活動で加入できる保険はありますか？

A 25. 登録をすると、自動的に保険に加入します。個人負担金はありません。地域支え愛ポイント制度のボランティア活動中もしくは活動への往復等に起きた事故によるケガや物を壊してしまった場合等の補償をするものです。

Q 2 6. 活動中にケガをした場合は？

A 2 6. 速やかに、社会福祉協議会へご連絡ください。ケガなどの状況を保険会社に報告し、対象となった場合は、保険の範囲内で対応します。なお、報告が遅れますと、保険金の全額または一部をお支払いできなくなる場合がありますので、ご留意ください。

Q 2 7. 地域支援愛ポイント制度以外のボランティア活動中にケガをした場合、保険の対象となりますか？

A 2 7. 対象とはなりません。地域支援愛ポイント制度下でのボランティア活動のみが対象となりますので、他の活動をされる場合は、別途社会福祉協議会が取り扱うボランティア活動保険等にご加入されることをお勧めします。

【ポイント付与機関に関すること】

Q 2 8. ポイント付与機関にはどうしたらなれますか？

A 2 8. 社会福祉協議会へ登録申請をしてください。申請された内容等について市で審査し認定されると、付与機関として登録されます。ただし、申請ができるのは、「子育て世代の安心づくり」と「高齢者の安気づくり」に関連するボランティア活動を行なう機関（団体）です。

Q 2 9. ボランティアさんへはどのようにシールを渡したらよいですか？

A 2 9. シールの渡し方については特に決まりはありません。1 回の活動ごとまたは月単位でまとめて渡していただくなど、付与機関（団体）が管理しやすい方法でご対応ください。

Q 3 0. ポイントシールの出納管理はどのようにしたらよいですか？

A 3 0. 社会福祉協議会からシールを発行する際（年度当初）にお渡しする「ポイントシール発行記録票」にて、毎月の出納を管理してください。

Q 3 1. ポイントシールはどうやって保管したら良いですか？

A 3 1. ポイントシールは、鍵のかかる場所（金庫、机、キャビネット等）に保管していただくことが望ましいですが、金庫等を改めて購入する必要はありません。紛失等がないように管理をお願いします。

Q 3 2. ポイントシールが年度途中で足りなくなりました。どうしたら良いですか？

A 3 2. 年度途中で、シールがなくなった場合は、社会福祉協議会にご連絡ください。追加のシールをお渡しします。なお、「ポイントシール発行記録票」への記録も忘れないようにおこなってください。

Q 3 3. 「ポイントシール発行記録票」は、いつ・どこへ提出したら良いですか？

A 3 3. 「ポイントシール発行記録票」は、年度内の活動が終了しましたら、残ったポイントシールと一緒に、社会福祉協議会へご提出ください。その際に、新年度の「ポイントシール発行記録票」とポイントシールをお渡しします。

Q 3 4. 預かっていたポイントシールが余りました。どうしたら良いですか？

A 3 4. ポイントシールは、年度ごとに色が変わりますので、残ったポイントシールは、翌年度 4 月に「ポイントシール発行記録票」と一緒に社会福祉協議会へご返却ください。

Q 3 5. ポイント手帳を個人に渡さず、付与機関でまとめて管理することはできますか？

A 3 5. できます。ポイント付与の都合上、付与機関（団体）で一括管理する方法でも問題ありません。ただし、活動者の中に、複数の付与機関（団体）でボランティア活動をする方もいらっしゃいます。その場合は、手元に手帳が必要となりますので、ご注意ください。

Q 3 6. 活動日以外の準備や買い物などでもポイントシールを渡して良いですか？

A 3 6. ポイントは、実際に子どもや高齢者を支援するために活動する当日のみに付与されるものです。それ以外には、付与することはできません。ただし、活動当日の準備・片付けは活動時間に含まれ、ポイント付与の対象となります。

Q 3 7. 代表者を交代しましたが、届け出等が必要ですか？

A 3 7. 必要となります。代表者の変更など、登録事項に変更があった場合は、社会福祉協議会へご連絡ください。

Q 3 8. 事情により活動をやめることになりました。何か手続きは必要ですか？

A 3 8. ポイント付与機関辞退届の提出が必要となります。お手数をおかけしますが、社会福祉協議会へご提出ください。

(問合せ先)

社会福祉法人 可児市社会福祉協議会

住所：岐阜県可児市今渡 6 8 2 - 1

電話：0 5 7 4 - 6 2 - 1 5 5 5

ファクス：0 5 7 4 - 6 2 - 5 3 4 2

E メール：kanishisyakyo@crux.ocn.ne.jp